

令和8年3月号

あいの里
交番だより

三田警察署
あいの里交番
079-563-0110

～地域ぐるみで子どもを非行と犯罪から守ろう～

子どもたちを非行と犯罪被害から守るためには、地域の方々が日頃から厳しくも温かい目で子どもたちを見守り、時には周りの大人が「悪いことは悪い」ときちんとな注意することが大切です。



少年を有害な環境から守ろう

進学や進級、就職などを機に、子どもにスマートフォンなどを購入される保護者の方も多と思います。

しかし、子どもたちがSNSなどを通じて「高額報酬」などの誘いに乗ってアルバイト感覚で「闇バイト」に応募し、特殊詐欺などの犯罪に加担し検挙される事件や中高生が興味本位で大麻などの違法薬物を入手する事案が増加しています。



子どもたちを守る対策

インターネット上での違法・有害な情報や犯罪被害などから子どもたちを守るためには、保護者の皆さんが子どものインターネットの利用状況を把握し、適切に管理する「ペアレンタルコントロール」が重要です。



■ 保護者の皆さん自身が関心を持ちましょう

- 子どもたちがスマートフォンやパソコンなどをどのように使っているか確かめる
- 違法・有害な情報の危険性を教える
 - ・ SNSなどに個人情報を書き込まない
 - ・ SNSなどで知り合った人と絶対に会わない
 - ・ 薬物や家出、自殺サイトなどの有害な情報を閲覧しない
 - ・ 子どもとインターネットの利用方法についてよく話し合い、家庭でルールを決めておく

■ フィルタリングサービスを利用しましょう

青少年インターネット環境整備法や青少年愛護条例では、保護者は

- 子どもがインターネットの利用状況を適切に把握しなければならない
- 子どもがインターネットの利用に伴う危険性などについて認識し、健全な判断能力の育成を図らなければならない
- 子どもがスマートフォンなどには、フィルタリングを利用するなどの方法により、インターネット上の有害情報を閲覧させない措置を講じなければならないなどの義務が定められています。

こんにちは県警です

サンテレビ

毎月第1土曜日
午前8時30分～(15分間)
3月の放送は3月7日(土)



パトロールニュース

ラジオ関西

55.8 KHzで放送中
毎週月曜日
午後0時08分ごろ～(約2分間)

